

第2回 敦賀市立地適正化計画 策定委員会

令和6年7月1日（月）

敦賀市 まちづくり観光部 まちづくり推進課

目次

- | | | |
|-----------------|---------|--|
| 1. 立地適正化計画の基本方針 | P2～P4 | |
| 2. 誘導区域・誘導施設の設定 | P5～P15 | |
| 3. 防災指針 | P16～P24 | |
| 4. 今後のスケジュール | P25～P26 | |

1. 立地適正化計画の基本方針

- まちづくりの理念、まちづくりの方針を、以下のとおり設定■

まちづくりの理念

多様な世代との交流から、
様々なめぐりあい生まれる『港まち敦賀』
～ 住みたくなる空間、安全で安心なまち、便利なまちを目指して ～

まちづくりの方針

都市機能が整備されている市街地の北側へ居住を誘導

- まちづくりの方針及び将来都市構造を実現するために、3つの基本方針を設定

基本方針1：視点① 生産年齢人口（子育て世代）

- ① 居住を誘導する施策を講じることにより、生産年齢人口のまちなかへの回帰を目指します。
- ② 子どもから高齢者までの多様な世代が交流でき、地域コミュニティが継続して形成される環境を創出します。

基本方針2：視点② 老年人口、交通弱者

- ③ 公共交通利用圏域における居住環境の整備等により公共交通を利用しやすい環境を創出し、本市の主要な公共交通であるコミュニティバス交通網の維持・向上を図ります。
- ④ 若年層や高齢者が便利に暮らせる環境を創出するため、公共交通の基盤を整備します。

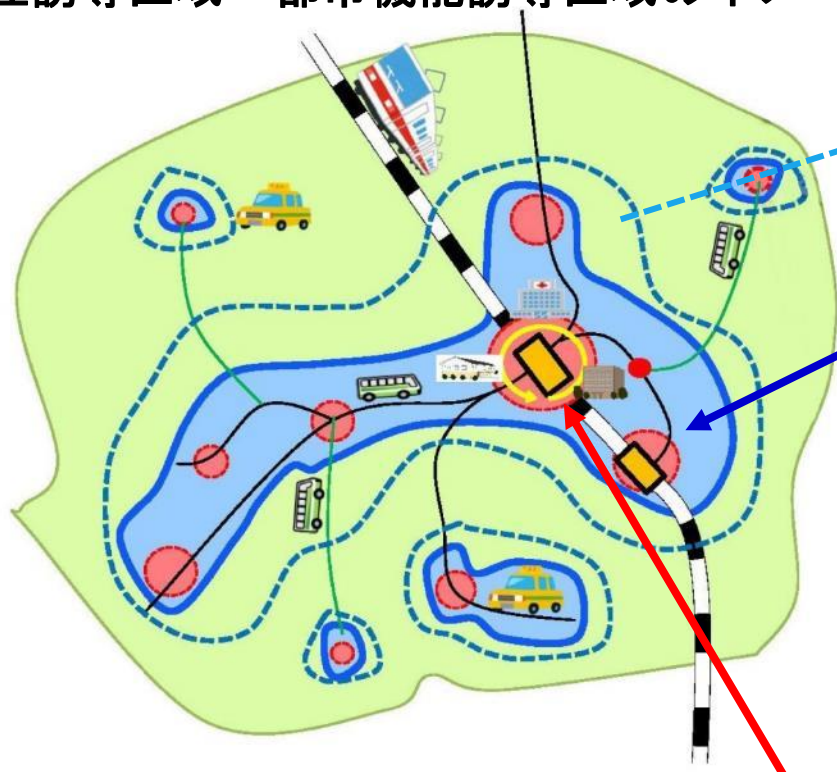
基本方針3：視点③ 都市機能増進施設

- ⑤ 適切な誘導施設の設定や誘導施策により、既存の都市機能増進施設の郊外への進出を抑制し生活サービス水準の維持を図ることで、都市の魅力を確保します。
- ⑥ 新たな都市機能増進施設の集約立地を図ることで、将来にわたり持続可能な都市の魅力を創出します。

2. 誘導区域・誘導施設の設定

2-1. 居住誘導区域と都市機能誘導区域

居住誘導区域・都市機能誘導区域のイメージ



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

立地適正化区域
＝都市計画区域

市街化区域等（用途地域）

居住誘導区域



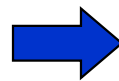
都市機能誘導区域



<区域の設定>

- 区域境界が明確に判断できるよう、地形地物（道路、河川など）に基づいた区域。
- 用途地域の境界など明確な境界が判断できる区域。
- 災害の恐れがある等のエリアを居住誘導区域から除外。
- その他、土地境界線等に基づいて設定。

居住誘導区域外における住宅開発等の届出が義務付けられることにより、市が開発動向を把握することが可能になる

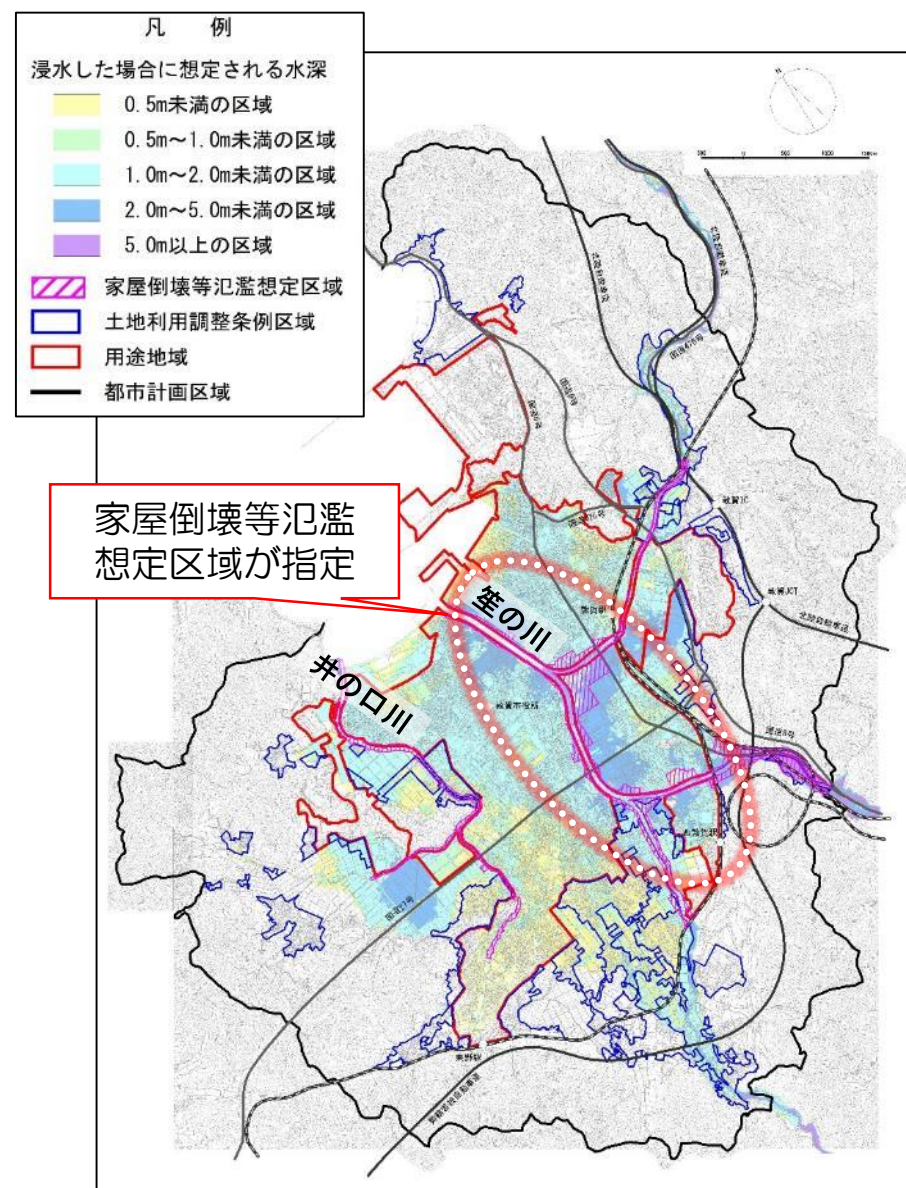


開発等を区域内に誘導するため
情報提供を実施

<見直しの考え方（方向性）> 【浸水想定区域】

- 洪水浸水想定エリアについては、河川改修や避難誘導の方策など、防災・減災対策を進めることで、安全性が確保されと考え、居住誘導区域に含めるものとします。
- 現行計画策定以降、福井県管理河川の洪水浸水想定区域が見直され、想定最大規模降雨による家屋倒壊等氾濫想定区域図が公表されています。（令和元年6月）
- 氾濫により家屋倒壊等のおそれがあるエリア（家屋倒壊等氾濫想定区域）については、居住誘導区域に含めないものとします。

■ 浸水想定区域の状況

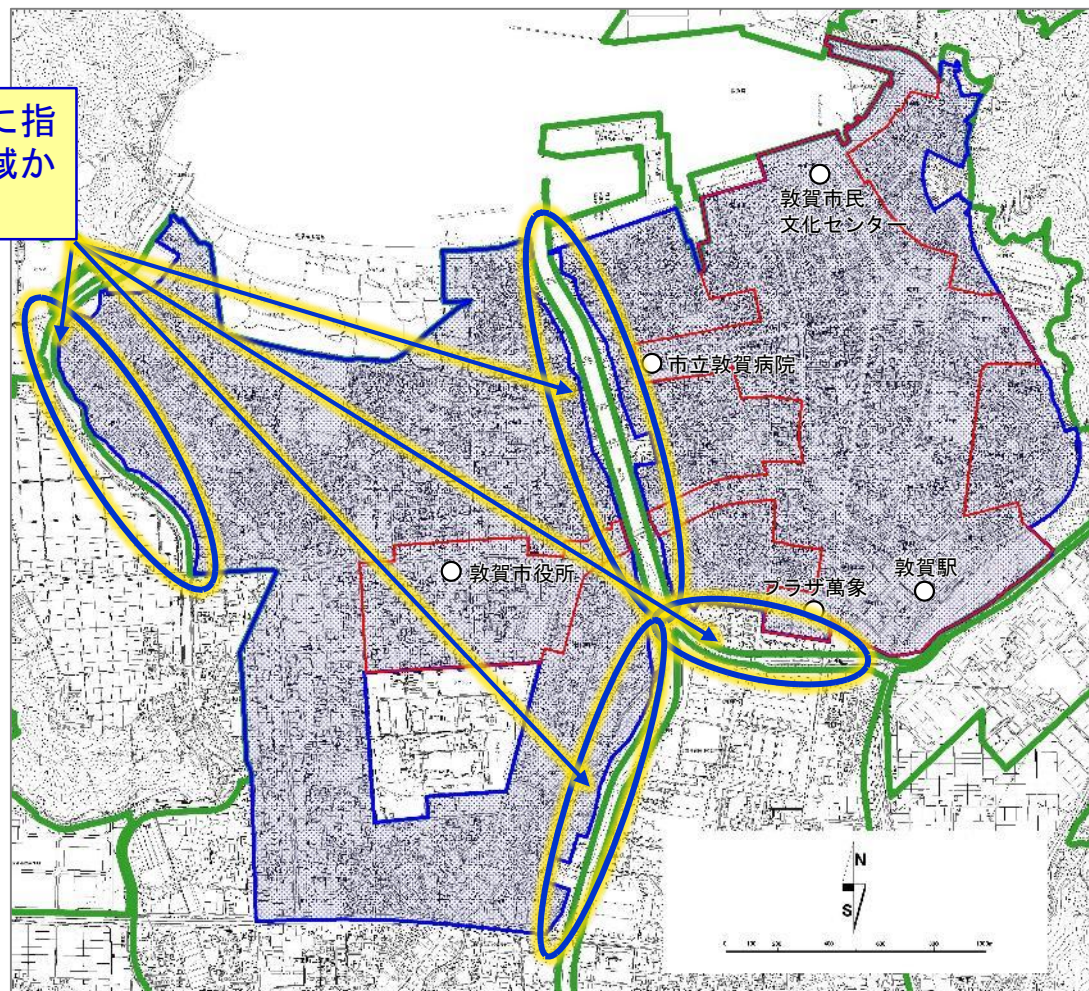


2-2. 居住誘導区域の設定

一部見直し

＜見直し後の居住誘導区域＞

家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアは区域から除外します。

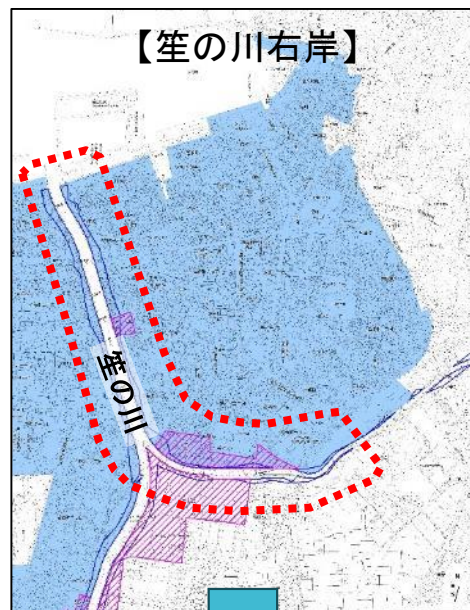
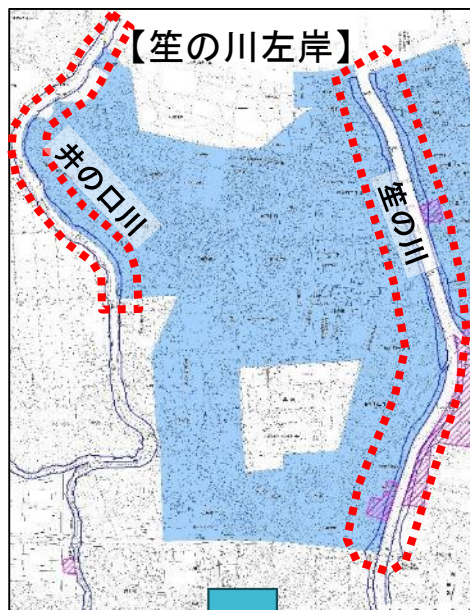


2-2. 居住誘導区域の設定

一部見直し

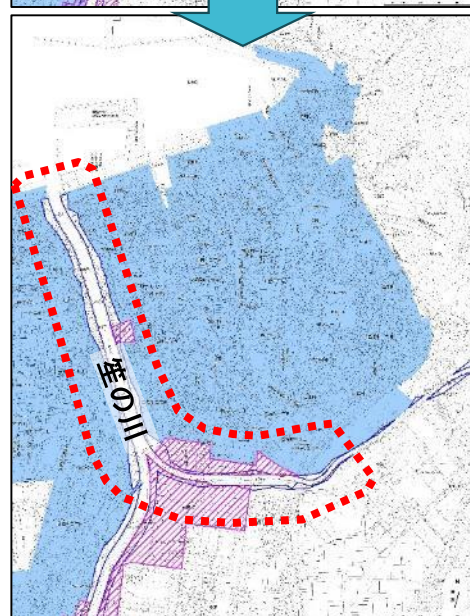
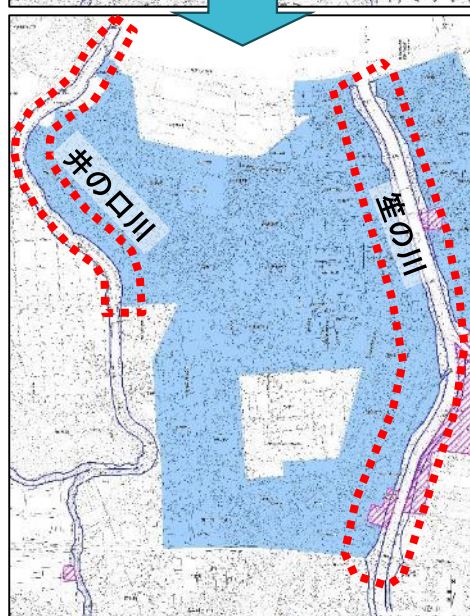
＜現行計画・見直し後の居住誘導区域の比較＞

現
行
計
画



凡 例	
家屋倒壊等氾濫想定区域	
	河岸浸食
	氾濫流
	居住誘導区域

見
直
し
後



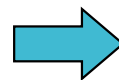
区域面積	646.1ha
区域内世帯数	11,515世帯
区域内人口 (R3)	24,098人
区域内人口密度	37.3人/ha

区域面積	618.8ha (−27.3ha)
区域内世帯数	11,179世帯
区域内人口 (R3)	23,387人
区域内人口密度	37.8人/ha (+0.5人/ha)

<区域の設定>

- 区域境界が明確に判断できるよう、地形地物（道路、河川など）に基づいた区域。
- 現時点で位置が大きく変わらず、多くの市民等が利用する永久建築物（市役所、敦賀駅、観光資源など）を含む区域。
- 将来のまちづくりを勘案した際に、区域に含むべきと判断される場所を含む。
- 将来の土地利用を踏まえ、用途地域の区域や都市計画道路など都市施設の境界に準拠。
- 現地を目視で調査し、居住街区や土地利用の状況から区域設定を判断。

都市機能誘導区域外における誘導施設整備の届出が義務付けられることにより、市が施設立地動向を把握することが可能になる



誘導施設を区域内に立地誘導するため情報提供を実施

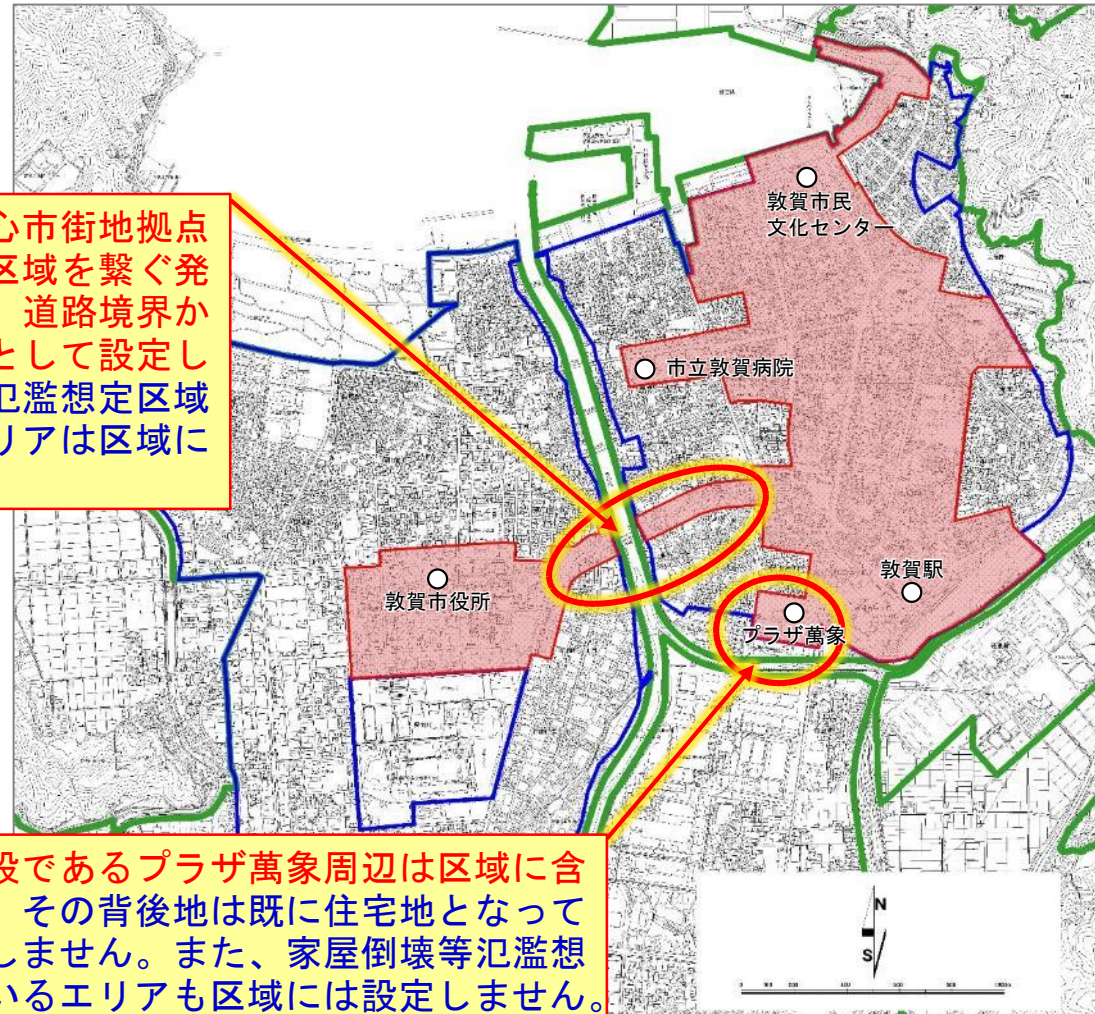
2-3. 都市機能誘導区域の設定

一部見直し

＜見直し後の都市機能誘導区域＞

笙の川で分かれる中心市街地拠点区域と新市街地拠点区域を繋ぐ発展軸沿線については、道路境界から50mの範囲を区域として設定しますが、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアは区域には設定しません。

重要な文化・交流施設であるプラザ萬象周辺は区域に含めることとしますが、その背後地は既に住宅地となっており、区域には設定しません。また、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアも区域には設定しません。

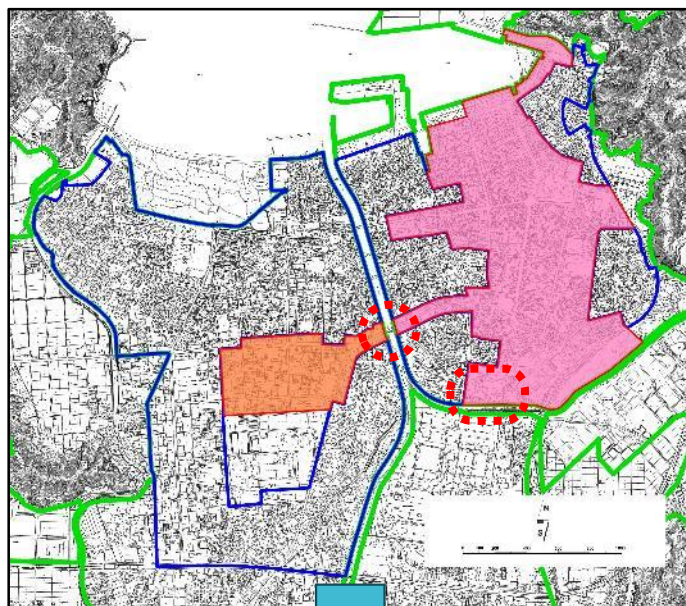


2-3. 都市機能誘導区域の設定

一部見直し

＜現行計画・見直し後の都市機能誘導区域の比較＞

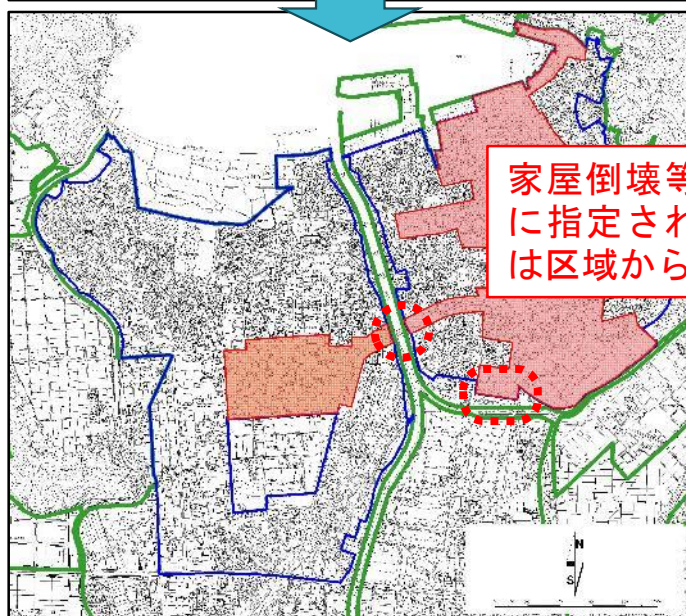
現
行
計
画



- 都市機能誘導区域
(中心市街地拠点区域)
- 都市機能誘導区域
(新市街地拠点区域)
- 居住誘導区域
- 用途地域

区域面積	214.9ha
うち、中心市街地拠点区域	175.3ha
うち、新市街地拠点区域	39.6ha
用途地域面積に占める割合	12.9%

見
直
し
後

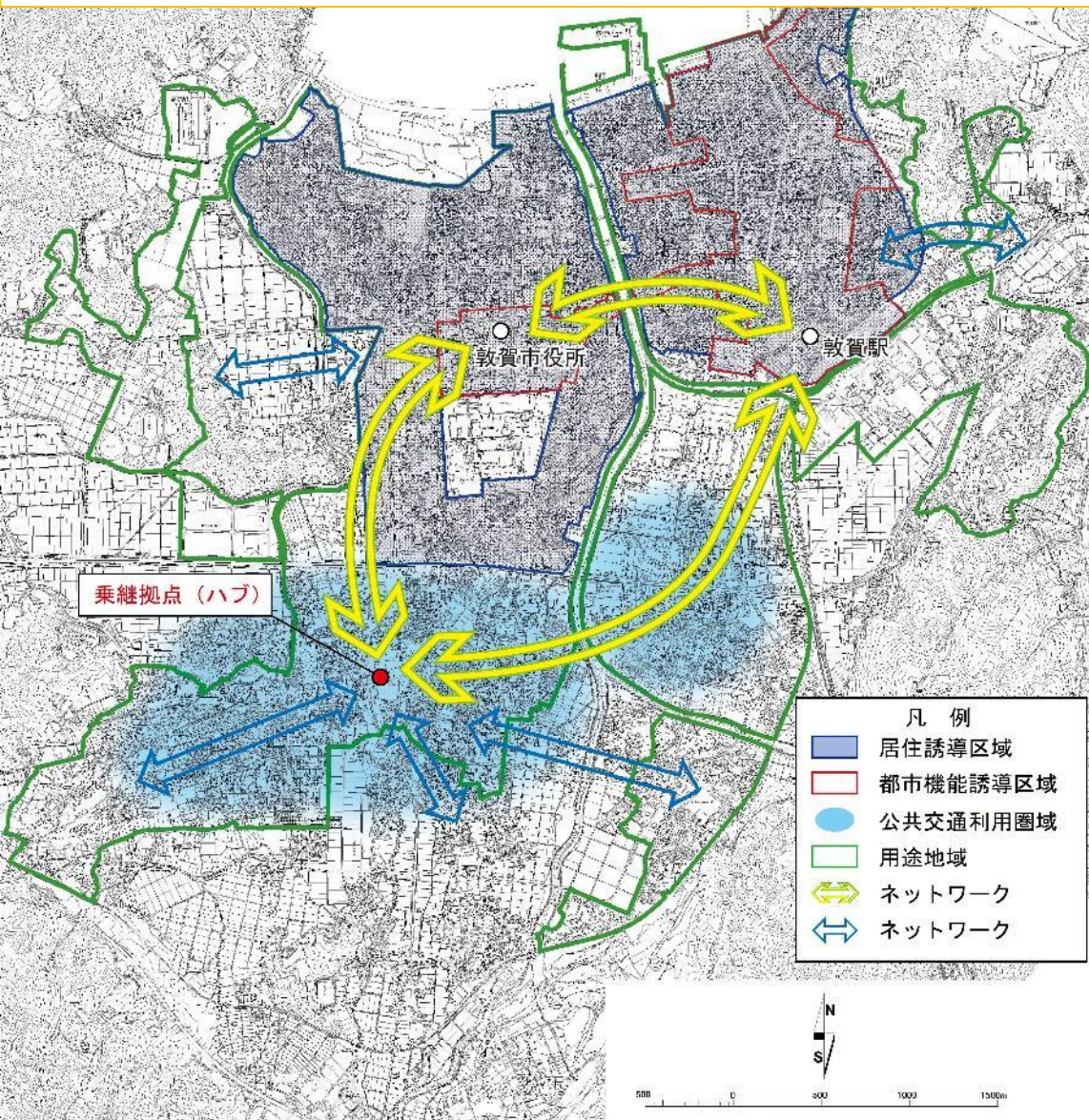


家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアは区域から除外。

区域面積	210.6ha (−4.3ha)
うち、中心市街地拠点区域	171.4ha (−3.9ha)
うち、新市街地拠点区域	39.2ha (−0.4ha)
用途地域面積に占める割合	12.6% (−0.3ポイント)

敦賀市の目指す

『コンパクトシティ・アンド・ネットワーク』



- 都市機能を市街地の北側に集約し、緩やかに居住を市街地の北側に誘導。
- 南側の市街地には、多くの市民が居住しており、その居住環境を維持していくことが必要。
- 居住環境を保全していくエリアは、これまでどおりの生活環境の保全に努め、乗継拠点を核とした公共交通網を活かし、市全体でのコンパクトシティ・アンド・ネットワークの実現。

2-5. 誘導施設の設定

継 続

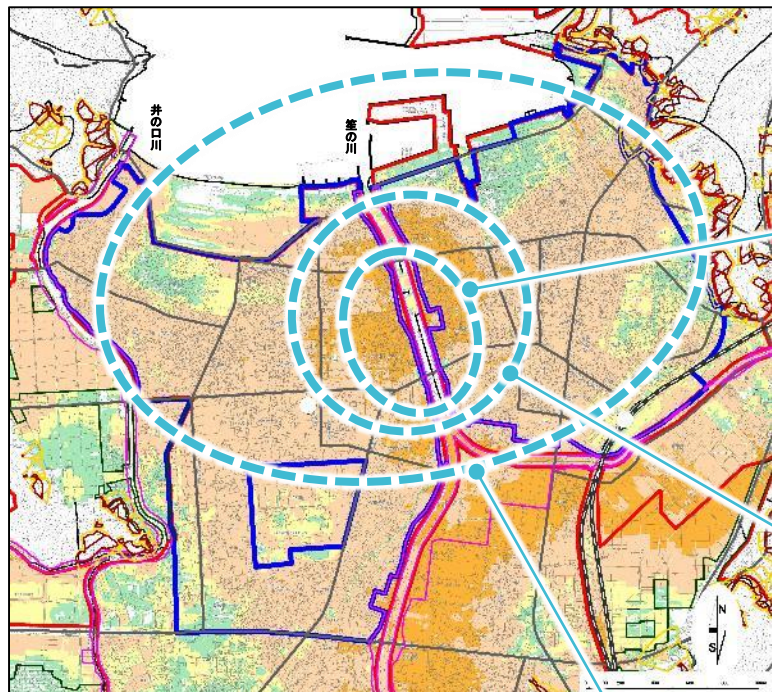
■ 誘導施設一覧

機能	都市機能 増進施設	区域別の整理		根拠法等
		中心市街地 拠点区域	新市街地 拠点区域	
子育て 支援機能	子育て 支援センター	○	○	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設。
	保育所	○	○	児童福祉法第39条。
	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項。
	幼稚園	○	○	学校教育法第1条及び第22条。
医療機能	病院	○ (高次医療)	—	医療法第1条の5及び第31条。 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもので公的医療機関をいう。
福祉機能	児童館、 児童センター	○	○	児童福祉法第40条。
	放課後 児童クラブ	○	○	児童福祉法第6条の3に規定する放課後児童健全育成事業に供する施設。
学校教育 機能	小学校	○	○	学校教育法第1条及び第29条。
	中学校	○	○	学校教育法第1条及び第45条。
商業機能	大規模小売店	○	○	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち店舗面積10,000㎡以上の商業施設。 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗であって、建物内の店舗面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
行政機能	行政施設 (市役所等)	○	○	地方自治法第4条第1項及び第155条。
文化機能	図書館	○	—	図書館法第2条第1項及び第29条第1項。
	博物館、美術館	○	—	博物館法第2条第1項。
	博物館相当施設	○	—	博物館法第31条。
交流機能	交流施設	○	—	市民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設であり、集会機能、会議機能、子育て支援機能、防災拠点機能などが集約された複合施設。

3. 防災指針

3-1. 主な災害リスクと課題整理①

新規追加



＜主な災害リスク＞

凡 例	
浸水した場合に想定される浸水深 (想定最大規模)	
	10.0m以上の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	3.0m～5.0m未満の区域
	1.0m～3.0m未満の区域
	0.5m～1.0m未満の区域
	～0.5m未満の区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域
	土砂災害警戒区域(Red)
	土砂災害警戒区域(Yellow)
	土地利用調整条例区域
	用途地域
	都市計画区域
	居住誘導区域

【課題1】

想定最大規模で3.0m～5.0m未満の浸水想定区域に多くの高齢者が居住していることから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難

【課題2】

人口密度が高いエリアで、計画規模においても1.0m～3.0m未満の浸水想定区域となっており、周辺と比べて洪水被害が頻繁に発生する可能性が高く、被害が拡大する恐れ

【課題3】

緊急時の垂直避難ができないおそれがある1階建て建物が多数存在するエリアにおいて、想定最大規模で1.0m～3.0m未満（一部3.0m～5.0m未満）の浸水想定区域となっており、緊急時の垂直避難も不可となる住民が発生する恐れ

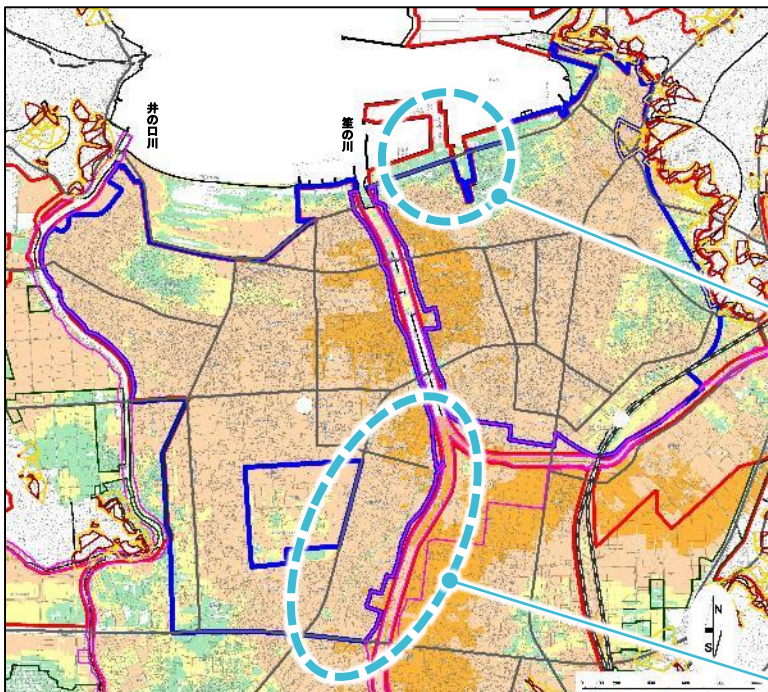
【課題4】

災害発生時に活用できない避難所が発生する恐れ

資料) 洪水浸水想定区域
(令和3年6月現在)
土砂災害(特別)警戒区域
(令和4年11月現在)

3-1. 主な災害リスクと課題整理②

新規追加



＜主な災害リスク＞

凡 例	
浸水した場合に想定される浸水深 (想定最大規模)	
	10.0m以上の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	3.0m～5.0m未満の区域
	1.0m～3.0m未満の区域
	0.5m～1.0m未満の区域
	～0.5m未満の区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域
	土砂災害警戒区域(Red)
	土砂災害警戒区域(Yellow)
	土地利用調整条例区域
	用途地域
	都市計画区域
	居住誘導区域

資料) 洪水浸水想定区域
(令和3年6月現在)
土砂災害(特別)警戒区域
(令和4年11月現在)

【課題6】

津波災害警戒区域(最大で0.5m～1.0m未満)が指定されたエリアに高齢者が居住し、また、緊急時の垂直避難ができないおそれがある1階建て建物が存在することから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難

【課題5】

避難場所圏域外となるエリアに高齢者福祉施設が分布していることから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難

【その他の課題】

居住誘導区域では木造家屋が密集しているエリアがあり、地震等に伴う火災発生時において、火災延焼の恐れ

3-2. 取組施策（案）

新規追加

取組施策（案）		該当 取組方針			
		1	2	3	4
リスク 低減 （ハード）	河川整備				
	橋りょう新設、維持修繕、長寿命化事業	【市強】	●		
	河川改修事業（準用河川等）	【市総】 【市マス】 【市強】	●		
	河川改良工事事業（2級河川）	【市強】	●		
	河道掘削・河道拡幅（笙の川）	【流域】			
	河川管理施設の長寿命化計画に基づく 計画的な施設の維持管理・更新	【県強】	●		
	海岸整備				
	津波・高潮災害の防止事業の実施（海岸保全施設の整備等）	【県強】	●		
	砂防関係施設整備				
	砂防施設等整備事業、急傾斜地崩落防止改修事業	【市強】			
	土砂災害警戒区域における土砂災害対策事業の推進	【県強】	●		
	砂防関係施設の整備	【流域】			
取組方針1：河川等の機能強化（ハード）		取組方針2：要配慮者の避難支援（ソフト）			
取組方針3：避難施設の防災機能強化（ソフト）		取組方針4：市民の防災意識向上（ソフト）			
【県マス】 敦賀都市計画区域マスタープラン		【市マス】 敦賀市都市計画マスタープラン			
【市総】 第8次敦賀市総合計画		【市強】 敦賀市国土強靱化地域計画			
【県強】 福井県国土強靱化地域計画		【流域】 笙の川・井の口川水系流域治水プロジェクト			
【市防】 敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）					

3-2. 取組施策（案）

新規追加

取組施策（案）		該当 取組方針			
		1	2	3	4
リスク 低減 （ハード）	ライフライン整備				
	浸水対策事業（公共下水道の雨水幹線の計画的な整備 （津内・呉羽幹線）や松島ポンプ場の改築） 【市総】 【市強】 【流域】	●			
	下水道施設の整備・更新、雨水貯留浸透施設の整備 【市総】 【流域】				
	情報基盤整備				
	情報通信手段・経路の多様化 【県強】	●			
	防災情報関係事業 【市強】				
	河川・砂防総合情報システムによる 防災情報提供の充実・強化 【県強】	●			
	監視カメラ画像、水位情報の提供 【流域】				
	その他				
	オープンスペースの確保 【県マス】		●	●	

取組方針1：河川等の機能強化（ハード）
取組方針3：避難施設の防災機能強化（ソフト）

取組方針2：要配慮者の避難支援（ソフト）
取組方針4：市民の防災意識向上（ソフト）

【県マス】 敦賀都市計画区域マスタープラン
【市総】 第8次敦賀市総合計画
【県強】 福井県国土強靱化地域計画
【市防】 敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）

【市マス】 敦賀市都市計画マスタープラン
【市強】 敦賀市国土強靱化地域計画
【流域】 笙の川・井の口川水系流域治水プロジェクト

3-2. 取組施策（案）

新規追加

取組施策（案）		該当 取組方針			
		1	2	3	4
リスク 回避 低減 （ソフト）	要配慮者の避難支援				
	要配慮者の避難支援体制の整備	【県強】	●		
	要配慮者利用施設の避難訓練の実施	【流域】	●		
	社会福祉施設等における防災体制の強化 （社会福祉施設等の安全化等）	【市防】	●		
	避難所の整備	【市防】	●	●	
	在宅者対策（避難行動要支援者 緊急通報システム等の整備等）	【市防】	●		
	外国人に係る対策（防災知識の普及啓発）	【市防】	●		

取組方針 1：河川等の機能強化（ハード）

取組方針 3：避難施設の防災機能強化（ソフト）

取組方針 2：要配慮者の避難支援（ソフト）

取組方針 4：市民の防災意識向上（ソフト）

【県マス】 敦賀都市計画区域マスタープラン

【市総】 第8次敦賀市総合計画

【県強】 福井県国土強靱化地域計画

【市防】 敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）

【市マス】 敦賀市都市計画マスタープラン

【市強】 敦賀市国土強靱化地域計画

【流域】 笙の川・井の口川水系流域治水プロジェクト

3-2. 取組施策（案）

新規追加

取組施策（案）		該当 取組方針			
		1	2	3	4
リスク 回避 低減 (ソフト)	防災体制の構築・防災力向上				
	総合防災訓練、防災知識の普及啓発の推進 【県強】 総合防災訓練事業、防災啓発事業 【市強】 ハザードマップ・タイムラインを用いた避難訓練の支援 【流域】				●
	地域における自主防災組織の育成・強化、ハザードマップ 修正等による住民への周知と避難対策 【県強】 【市防】 地域防災連絡協議会事業、地域防災マップ作成支援事業 【市総】 【市強】 【流域】				●
	避難場所・避難所の周知、迅速かつ適切な 避難誘導を行う体制の整備 【県強】			●	●
	ボランティア団体等との協働による組織体制の整備 【県強】				●

取組方針1：河川等の機能強化（ハード）

取組方針3：避難施設の防災機能強化（ソフト）

取組方針2：要配慮者の避難支援（ソフト）

取組方針4：市民の防災意識向上（ソフト）

【県マス】敦賀都市計画区域マスタープラン

【市総】第8次敦賀市総合計画

【県強】福井県国土強靱化地域計画

【市防】敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）

【市マス】敦賀市都市計画マスタープラン

【市強】敦賀市国土強靱化地域計画

【流域】笙の川・井の口川水系流域治水プロジェクト

3-3. 防災指針に基づく目標値（案）

新規追加

指 標	該当 取組方針	現状値	目標値
橋りょう断面修復等延長	1	—	各年度40m (R3～R7年度)
河川改良（護岸工事等）延長	1	—	延べ120m (R3～R7年度)
河川改良工事事業（2級河川）に係る 県への要望回数	1	—	各年度1回以上 (R3～R7年度)
砂防施設等整備事業に係る 県への要望回数	1	—	各年度1回以上 (R3～R7年度)
浸水対策事業に係る排水面積（雨水）	1	393.4ha (R元年度)	443.8ha (R7年度)

取組方針1：河川等の機能強化（ハード）
取組方針3：避難施設の防災機能強化（ソフト）

取組方針2：要配慮者の避難支援（ソフト）
取組方針4：市民の防災意識向上（ソフト）

3-3. 防災指針に基づく目標値（案）

新規追加

指 標	該当 取組方針	現状値	目標値
防災情報受信機申請率	2、3 4	67.0% (R元年度)	70.0% (R7年度)
総合防災訓練参加者数（累計）	2、3 4	—	2,000人以上 (R3～R7年度)
出前講座受講者数	4	—	各年度 800人以上 (R3～R7年度)
リーダー研修会受講者数 及び防災士登録者数	4	—	各年度 150人以上 (R3～R7年度)
地域防災マップの作成区数	4	—	各年度 12地区で作成 (R3～R7年度)

取組方針1：河川等の機能強化（ハード）
取組方針3：避難施設の防災機能強化（ソフト）

取組方針2：要配慮者の避難支援（ソフト）
取組方針4：市民の防災意識向上（ソフト）

4. 今後のスケジュール

4-1. 今後の予定

